



2017年5月12日

各位

会社名 三井化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 淡輪 敏
(コード：4183、東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小久江 晴子
(TEL. 03-6253-2100)

株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月27日開催予定の第20期定時株主総会において株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合

2017年10月1日をもって、2017年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2017年3月31日現在)	1,022,020,076株
株式併合により減少する株式数	817,616,061株
株式併合後の発行済株式総数	204,404,015株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合に合わせて、現行の3,000,000,000株から600,000,000株に減少させます。

⑤併合の影響

株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様1,209名（その所有株式数の合計は2,184株）が株主としての地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、単元未満株式の買増又は単元未満株式の買取の手続きをご利用頂くことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

■2017年3月31日現在の株主構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	65,074名（100.00%）	1,022,020,076株（100.00%）
5株未満（1～4株）所有株主	1,209名（1.86%）	2,184株（0.00%）
5株以上所有株主	63,865名（98.14%）	1,022,017,892株（100.00%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

2017年6月27日開催予定の第20期定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

2017年10月1日

(4) 変更の条件

2017年6月27日開催予定の第20期定時株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案及び下記「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は2017年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、2017年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ①当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の変更を行います。
- ②上記「1. 株式併合」に関する議案の承認可決と効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）につきまして発行可能株式総数を30億株から6億株に変更します。
- ③同じく上記「1. 株式併合」に関する議案の承認可決と効力発生を条件として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株へ変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更します。
- ④株主総会において代理人によって議決権を行使いただく場合に、代理権を証する書面を当社に提出いただくことを明確にするため、現行定款第18条（議決権の代理行使）を変更します。
- ⑤取締役会の機動的な運営を図るため、決議事項につき取締役全員の書面又は電磁的記録による同意があり、監査役全員が異議を述べない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、会社法第370条の規定に基づき第24条（取締役会の決議の省略）の規定を新設します。これに伴い、現行定款第24条以下を各1条ずつ繰り下げます。
- ⑥2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、現行定款第24条（取締役の責任免除）及び第31条（監査役の責任免除）を変更します。なお、現行定款第24条（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑦現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である2017年10月1日に生ずることとする附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおり

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 2017年5月12日
- (2) 定時株主総会決議日 2017年6月27日（予定）
- (3) 株式併合の効力発生日 2017年10月1日（予定）
- (4) 定款一部変更の効力発生日
 - ①第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数） 2017年10月1日（予定）
 - ②その他の変更内容 2017年6月27日（予定）

以上

添付資料：（ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案	備考
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の製品の製造、加工及び売買 ア～サ (条文省略) (新 設)</p> <p>シ 包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート</p> <p>ス 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材</p> <p>セ 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材 (新 設)</p> <p>(2) ～ (18) (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の製品の製造、加工及び売買 ア～サ (現行どおり)</p> <p><u>シ 金属及び高分子化合物等の複合材料並びにロボット材料</u></p> <p>ス 包装用及び産業用等フィルム並びに高機能フィルム及びシート</p> <p>セ 土木建築用資材、住宅用資材及び農業用資材</p> <p>ソ 荷役用、運送用パレット及び包装袋等の物流資材</p> <p><u>タ 金型</u></p> <p>(2) ～ (18) (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>600,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>新設</p>

現行定款	変更案	備考
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 24 条 当社は、会社法第 370 条 の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(現行定款第 24 条以下を各 1 条ずつ繰り下げます。)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>新設</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

現行定款	変更案	備考
(新 設)	<u>附則</u> <u>本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、2017年10月1日とする。</u> <u>なお、本附則は、2017年10月1日をもって削除する。</u>	新設

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とすることです。また、単元株式数の変更は、株主の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般、当社では、5株を1株とする株式併合と単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しています。

Q2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を行うものです。併合実施後の100株は併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位は併合前の2分の1となります。

Q3. 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日における株主名簿上の株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	453株	0個	90株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、2017年12月上旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増又は買取制度をご利用頂くことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、

お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、全てのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 5 倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の 5 倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

ご所有株式数は 5 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させて頂く予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q3 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせて頂きます。

Q6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はありません。

なお、上記 Q3 に記載のとおり、5 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が 5 株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q7. 株式併合後でも単元未満株式の買増や買取をしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記 Q3 の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増又は買取制度をご利用頂けます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

2017年6月27日	定時株主総会開催日
2017年9月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
2017年9月27日	当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映
2017年10月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）

以 上